

空飛ぶクルマ実装促進事業補助金 公募要領

空飛ぶクルマ実装促進事業補助金の交付については、空飛ぶクルマ実装促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この公募要領により実施します。

1 目的（要綱第1条関係）

空飛ぶクルマ実装促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、民間企業が行う空飛ぶクルマに関する県内での実証実験や調査・検討等の取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、県内での空飛ぶクルマの実現に向けた環境整備を行うことを目的とします。

2 補助事業（要綱第3条関係）

補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、上記1の目的に沿って香川県域を含む場所で実施する次のいずれかに該当する事業とします。

（1）空飛ぶクルマの環境整備に資する実証実験

飛行環境又は運用面の課題等を検証する実証実験

【具体例】

- ・ユースケース（空飛ぶタクシー・観光等）を想定し、運航ルートの実現性・事業性のため具体的に設定した離発着エリア間を試験飛行する実証実験
- ・想定される離発着ポイント周辺の飛行環境などを検証する実証実験
- ・機体の軽量化や動力（電池・モーター等）の性能強化等、機体開発に資する実証実験
- ・緊急離着陸の際に必要な対処方法等の検証に資する実証実験
- ・安全運航に向けた管制・通信システム開発に資する実証実験

（2）空飛ぶクルマの環境整備に資する調査・検討

空飛ぶクルマの離着陸場の設計・設置又はあるべき体制・基盤（安定運航を支える後方支援体制・拠点、インフラ・データ基盤、資金調達スキーム等）の整備・構築に資する調査・検討

【具体例】

- ・離着陸場の要件（耐荷重、既存施設のリノベーション、風況・気象等）の調査・検討
- ・想定する運航ルートの環境（風況・気象等、緊急離着陸場所の要件）の調査・検討
- ・周辺への影響（運航ルート上又は離着陸場周辺の騒音、振動、電波障害等）の調査・検討
- ・社会受容度の実態把握調査・検討
- ・安全運航に向けた管制・通信システム開発に資する調査・検討

【補足】

- ・調査・検討の結果をまとめた報告書を有償で販売する等、自己の利益を調査の主たる目的とするものは、補助対象となりません。
- ・調査・検討の結果を無償で広くレポートすることを目的とする場合は対象となります。

<留意点>

- ア 空飛ぶクルマの代替として、ヘリコプターやドローンを活用した事業も対象とします。
- イ 補助事業の内容は、本県が令和5年度に実施した空飛ぶクルマ需要予測等調査委託業務（以下「需要予測等調査」という。）の結果に沿った内容とします。（需要予測等調査で検討した県内の有望ルート案や事業経済性評価の対象となったルートに関する事業に限定するものではありませんが、事業計画の説明において、需要予測等調査の内容との関連性等に言及していただく必要があります。）
- ウ 同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません。
- エ 補助事業は、申請者が主体となって実施する必要があり、補助事業の全てを外部に委託した場合は補助対象とはなりません。

3 補助金の交付対象者（要綱第4条関係）

（1）補助事業の申請者

- 補助事業の実施主体（申請できる事業者）は、将来、本県において空飛ぶクルマを活用した事業展開を目指している法人とします。
- 共同企業体を構成して実施する場合は、構成員から代表申請者を1者選定し、代表申請者から申請します。代表申請者は、補助事業の申請、運営・管理、報告、補助金の受取等を行う責任を負うこととします。

（2）申請資格・要件

- 要綱第4条のとおりです。
- 次に該当する場合は、申請後であっても、審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

<留意点>

- ア 本県の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。
- イ 本補助金は、原則として補助事業完了後の精算払とし、事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行う必要があります。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出し、その内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果、実際の交付額が交付決定額を下回ることもあり得ます。
- ウ 補助金交付先口座は、「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関（国内の金融機関で、国内に所在する支店）の預金口座とします。

4 補助対象経費（要綱第5条関係）

（1）対象者等

対象者	香川県内で補助対象事業を行う事業者 (他の府県域を含む場合も対象とする。)
補助上限	5,000 千円
補助率	1/2 以内
事業期間	交付決定日から令和7年3月31日（月曜日）まで

(2) 補助対象経費の条件

次の全ての条件を満たす経費を対象とします。

- ア 補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであること。
- イ 補助金交付決定日以降に発注・契約等を行ったものであること。
- ウ 補助事業実施期間中に支払いが完了したものであること。
- エ 証拠書類によって金額等が確認できるものであること。
- オ 次のいずれかの経費であること。
 - (ア) 機器レンタル・リース料
 - (ウ) 会場使用料
 - (オ) 安全対策費
 - (キ) 委託料
 - (ケ) 謝礼費
 - (サ) 通信費
 - (ス) 消耗品費
 - (イ) 運搬費
 - (エ) 設置工事費
 - (カ) 調査・分析費
 - (ク) 保険料
 - (コ) 印刷製本費
 - (シ) 旅費
 - (セ) その他必要と認められるもの

<留意点>

ア 補助対象となる経費の可否判断

○通常の調達の流れ(見積・発注・納品・検収・請求・支払)と補助対象となる経費の可否判断について、以下のとおりとします。

可否	開始前	交付決定日	補助事業の事業実施期間	事業完了日	終了後
×	見積・発注		納品・検収・請求・支払		
○	見積		発注・納品・検収・請求・支払		
○			見積・発注・納品・検収・請求・支払		
×			見積・発注・納品・検収・請求		支払
×			見積・発注		納品・検収・請求・支払

○検収とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為をいいます。

○機器レンタル・リース料については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降の費用は、対象となります。

イ 補助の対象外となる経費

○次の経費は、補助の対象外です。

- (ア) 人件費
- (イ) 借入れに伴う支払い利息
- (ウ) 公租公課
- (エ) 不動産購入費
- (オ) 飲食・接待費
- (カ) 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- (キ) 汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用
- (ク) 販売促進費用
- (ケ) その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用

○4 (2) アからオの全てに該当する経費であっても、本補助事業以外の目的に使用等された場合は、補助の対象外となります。

ウ 消費税等の扱い

○補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。

○ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

エ 補助事業によって生じた収入の扱い

○補助事業によって収入が生じる場合は、あらかじめ見込まれる収入金額を算出し、補助事業に要した経費（事業費）は、収入金額を除いた金額として補助金交付申請額を算出してください。

○この場合、事業計画書（様式 1-1）の「5 補助事業経費内訳」にその旨を記載するとともに、別途、見込まれる収入金額の算出根拠を示してください。

5 補助金の交付申請（要綱第 6 条関係）

次の提出書類を、令和6年5月10日（金曜日）午後5時必着で、香川県政策部政策課宛てに提出してください。

(1) 提出書類

提出書類	提出方法
ア 補助金交付申請書（様式第 1 号）	データ及び郵送（6 部）
イ 事業計画書（様式 1-1）	データ及び郵送（6 部）
ウ 誓約書（様式 1-2）	データ
エ 財務諸表の写し （各 1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分） （ア）貸借対照表 （イ）損益計算書 （ウ）株主資本等変動計算書	データ
オ 共同企業体協定書の写し（共同企業体を構成して参加する場合に限る；1 部）	データ
カ 事業計画書を補足説明するための参考資料	データ及び郵送（6 部）

(2) 提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部政策課 政策企画グループ 担当者：藤田

メール：seisaku@pref.kagawa.lg.jp TEL：087-832-3126

(3) 説明会

説明会は開催しません。

(4) 質疑応答

ア 質問

質問がある場合は、次の内容を記載した電子メールにより、令和 6 年 4 月 12 日（金曜日）までに上記メールアドレスへ提出してください。

件名：空飛ぶクルマ実装促進事業補助金に関する質問

本文：（1）氏名、（2）法人名、（3）所在地、（4）所属、
（5）メールアドレス、（6）質問内容

イ 回答

令和6年4月23日（火曜日）までに、質問者へメールにて回答します。

<留意点>

ア 提出書類はデータとし、紙の原本書類の提出は不要です。提出書類は、本審査以外には使用せず、審査結果に関わらず返却しません。

イ 同一事業者が複数案件の申請を行うことができます。この場合、対象経費は二重に計上することが無いよう注意してください。

ウ 提出書類は、日本語で作成してください。ただし、申請者の住所及び名称、代表者の氏名、固有名詞等については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認する場合があります。

エ 外国企業が単独で申請する場合、申請者をサポートする日本企業（代理店やパートナー企業）の情報を事業計画書の「3 実施体制」に記載してください。

6 審査方法

(1) 審査方法

審査会を令和6年5月15日（水曜日；予定）に開催し、申請者から事業計画書に基づきプレゼンテーション（オンライン形式；県が発行する Web 会議サービス「Cisco Webex」のURLに接続して実施）を行っていただきます。

審査会では、下記の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

<審査のポイント>

区分	審査項目	配点
ア	事業の実施目的が、香川県での空飛ぶクルマを活用したビジネス展開を見据えたものであるか。	20点
イ	事業の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。	20点
ウ	事業の目的・課題等や目標設定に対し、評価手法は適切かつ確実性の高いものであるか。	20点
エ	事業成果（又は効果）が、本県での社会実装の着実な推進に貢献するものであるか、又は、協調領域の議論の活性化につながるものであるか、複数の関係者と連携した取組みとなっているか。	20点
オ	事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか、また、事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。	20点
合計		100点

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、令和6年5月17日（金曜日；予定）に電子メールにより通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業は、企業名、計画名称・概要等を香川県ホームページで公表します。

7 交付決定後の注意事項

(1) 事業途中での中止や廃止（要綱第10条関係）

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(2) 状況報告（要綱第12条関係）

令和6年11月15日（金曜日）までに補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を提出してください。

ただし、補助事業を令和6年10月31日（木曜日）までに完了した場合は、提出の必要はありません。

(3) 実績報告（要綱第13条関係）

補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日（月曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）を提出してください。

(4) 成果発表

香川県における空飛ぶクルマの実現に向けた取組みを加速させるため、補助事業から得たデータや結果等は、営業秘密に該当する事項を除き、香川県の求めに応じて、香川県が開催する「空飛ぶクルマに関する香川版官民協議会」等の原則公開の場において、報告をお願いします。

また、補助事業完了後においても、県の求めに応じて、各種の取材や広報物への掲載等、事業成果の啓発に協力をお願いします。

(5) 成果の利用

採択された事業の情報や実証実験時の写真・動画等について、県が広報活動に利用させていただく場合があります。

また、本事業で発生した知的財産権等は、補助事業者に帰属しますが、実証研究で得られたデータ等については、官民データとしての活用にご協力をお願いすることがあります。

(6) その他

補助事業に係る法的規制や必要な手続き等は、申請者の責任において確認・実施してください。

また、事業に関して地域住民等への説明が必要な場合は誠意をもって行ってください。

何らかのトラブルが発生したり、第三者へ損害を与えたりした場合は、申請者の責任において対応してください。